

現代フランスにおける共存原理の模索：コルシカ問題にみる「差異の否定」と「差異の承認」

中野，裕二
九州大学大学院法学研究科博士課程

<https://doi.org/10.15017/1961>

出版情報：法政研究. 59 (1), pp.119-135, 1992-11-30. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：



現代フランスにおける共存原理の模索

——コルシカ問題にみる「差異の否定」と「差異の承認」——

中野裕 二

はじめに

- 一 「ジョッキクス法」以前のコルシカ
- 二 「ジョッキクス法」と憲法院判決
- 三 憲法院判決とフランス政治社会
おわりに

はじめに

一九九一年五月九日、フランスの憲法院で一つの判決が出された (Decision n° 91-290 DC du 9 mai 1991)¹⁾。それは、九〇年一月末に当時の内務大臣P・ジョッキクス (Pierre Joxe) が閣議 (Conseil des ministres) に提案して以来、マスコミを賑わせた「コルシカ地方団体の地位に関する法律」²⁾ (以下、「ジョッキクス法」と記す) に対する判決である。

「ジョッキクス法」と憲法院判決に対して、多くの論者が様々

な評価を与えている。憲法院は、コルシカに特別の地位を認め、た「ジョッキクス法」に合憲の判断を下したわけだが、例えば、あるものは「ジョッキクス法」を、一九八二年以来の、とりわけ八八年の再選来大統領ミッテランが取り組んできた地方分権政策の仕上げの改革であると位置づけ³⁾、「共和制の枠組みの相当な柔軟化」であると評価する⁴⁾。またあるものは、フランス革命前後のコルシカが生んだ二人の英雄、パスカル・パオリ (Pascal Paoli) とナポレオン・ボナパルトとを対比させつつ、この判決を「パオリの勝利」⁵⁾と評している。「コルシカ独立の父」パオリはフランスに対するコルシカの独立性・自治を主張し、反対にボナパルトは、コルシカがフランスと融合すべきであるとしたわけだが、その評者は、パオリ||コルシカの自律性・特殊性の強調、ボナパルト||特殊性の否定・フランスへの融合という観点から、「ジョッキクス法」はコルシカの特異性を強調したものであると理解している⁶⁾のである。

しかし、他方で、「ジョッキクス法案」が公にされるとすぐに、法案第一条の「フランス人民の構成要素たるコルシカ人民」(le peuple corse, composante du peuple français) という規定に関して、「コルシカ人民」の法的存在をめぐる議論が起こったことも無視してはならない。現に、議会の法案審議過程においても、この点が議論の中心となり、審議は半年におよんだ。結局、憲法院は「ジョッキクス法」第一条を憲法違反であると判断したが、ここで強調されているのは、「フランス人民」の単一不可分性

とそれを支える共和国の単一不可分性であり、さらに、憲法第二条に規定される、あらゆる個人的差別の否定であった。⁽⁷⁾

このように、一方で地方分権の進展、コルシカの特異性の強調を認め、他方で共和国の単一不可分性を再確認している憲法院判決は、政府と反対派の妥協点を見出した「政治的判決」と理解することもできる。しかし、憲法院が「ジョッキクス法」に対して示した相対立する見解は、EC統合、移民問題等、種々の問題を抱える今日のフランス政治社会が内抱する対立点を表していると言えるであろう。結論を先取りして言えば、その対立とは、一つには共和国の単一不可分性に対する地方分権であり、いま一つには、共存の原理をめぐる「差異の否定」に対する「差異の承認」である。したがって、本稿は「ジョッキクス法」と憲法院判決から右記の二つの対立を抽出し、今日のフランス政治社会のはらむ問題点の中に位置づけることを目的とする。

「ジョッキクス法」と憲法院判決を法律論の観点から扱うことは、政治学を専攻する筆者の能力を超える点多々あるが、わが国ではコルシカ自体に関する紹介・研究も少なく、「ジョッキクス法」と憲法院判決に対する研究もないので、本稿では、まず、「ジョッキクス法」以前のコルシカの状況を概観し(一)、次に、「ジョッキクス法」と憲法院判決における議論を紹介する(二)。そして、最後に、憲法院判決をフランスの今日の問題群の中に位置づけてみたい(三)。

- (1) R.F.D.A., 7(3), mai-juin 1991, p.424; R.D.P., 1991, p.969; R.F.D.C., 1991, pp.305 et 475; *Recueil Dalloz-Sirey*, 1991, p.624; L.Favoreu et L.Philip, *Les grandes décisions du Conseil constitutionnel*, 6^e éd., Paris, Sirey, 1991, p.760.
- (2) *La semaine juridique*, n° 22, 1991, p.217; *Recueil Dalloz-Sirey*, 1991, p.229; R.F.D.A., 7(5), sept.-oct. 1991, p.758.
- (3) C.Olivesi, *Motivations gouvernementales pour une réforme*, R.F.D.A., 1991, p.706.
- (4) T.Michalon, *Le statut de la Corse et le nouveau visage de la République*, *Enbata*, n° 1196, 10 sept. 1991. 雑誌『ナンバタ』(Enbata)は、北部バスク(フランス・バスク)の民族運動体の政治雑誌(週刊)であり、フランス語とバスク語で記事が書かれている。『ナンバタ』は同じマイノリティ集団としてのコルシカの地位に強い関心を示しており、マイノリティ研究の専門家である、ポー大学のミシャロン助教に論評を依頼したものと考えられる。
- (5) *Le Monde*, 15 mai 1991.
- (6) パオリについては、大岡昇平『コルシカ紀行』〔第五版〕(中公新書、一九八一年)を参照。
- (7) L.Favoreu, R.F.D.C., 1991, p.306.
- (8) R.Etien, *Rev. Adm.*, 1991, p.234.

一 「ジョッキクス法」以前のコルシカ

(一) コルシカ概観

コルシカに関するわが国での紹介・研究は、上述したように、

ほとんどなく、わずかに大岡昇平の紀行文や梶田孝道の論文などがあるに過ぎない。筆者自身、コルシカについて多くを知るわけではないが、「ジョックス法」やそれ以前の改革をもたらしたコルシカ独自の問題を見ていくために、主に両氏の業績に負いながら六〇年代以降のコルシカを概観する。

コルシカは、とりわけ目立った産業もなく、競争力の低い農業分野があるのみで、経済的に停滞し、歴史的に、比較的高学歴の若者を兵士や公務員などとして、フランス本土へ送り出してきた。コルシカの経済は、この出稼ぎ者からの送金とフランス政府の援助で成り立っていたと言える。したがって、コルシカコルシカに対する「パオリ的」感情と「ボナパルト的」感情は、フランスに対する反感と期待の併存という形で、入り組んだ状態にあったのではなからうか。

六〇年代以降、コルシカの経済に変動が生じ、これが地域主義運動を活性化する契機となった。経済的変動とは、ピエ・ノワール (pied-noir) と呼ばれるフランス系アルジェリア住民の流入に伴う葡萄のモノカルチャー化と観光開発である。一九六二年のアルジェリアの独立に伴って、大量のピエ・ノワールがコルシカに移住し、政府援助の下で葡萄栽培・ワイン製造に取り組んだ。これによって、コルシカの農業は葡萄生産・ワイン製造中心になり、コルシカの人々の手から離れていった。また、六〇年前後から、コルシカの発展のために国の政策で観光開発が進められ、大量の旅行者が外部資本によって建設された観光

施設を利用しにコルシカを訪れるようになったのである。葡萄のモノカルチャーも観光開発も、「いずれも内発的な地域発展というよりは、外部のイニシアティブによってすすめられ、その成果が必ずしもコルシカ人に十分に及ばず」、また新たな外部者(法人管理職員、観光業者、マグレブ系移民労働者)の流入をもたらした。これらがコルシカの地域主義運動を活発にした要因としてあげられる。この二つの要因に加え、若者の地元志向が増大したことも指摘される。つまり、若者がコルシカに職を求めようとしても、それに対応できる経済が存在しない。このことが若者にコルシカ経済の厳しい現実をつきつけ、若者のフランスに対する不満の拡大をもたらしたというのである。

コルシカの地域主義運動は、六〇年代初頭に、コルシカの経済的・社会的変動に伴って活発化し、七〇年代半ば以降過激化する。コルシカにおける地域主義運動は、「自治主義者」(autonomiste)によって主に担われるが、マス・コミで報道されるテロ行為は「分離主義者」(séparatiste)によってなされることが多い。運動の過激化は、数年に一度の制度改革といったフランス政府の不安定な地域政策にも起因するとも言われるが、いざにせよ、この時期テロ行為の数は急激に増加する。テロ活動は、別荘を扱う不動産会社建物、バンガローなどの爆破や要人暗殺を中心として起こるが、未遂のものまで含めると、その件数は六四年から七〇年まででおよそ一〇〇件であったものが、分離主義者集団であるコルシカ民族解放戦線 (FLNC=Front de

libération nationale de la Corse) 結成の七六年には一年で約三〇〇件にのぼり、八〇年には四五〇件以上におよんでいる。⁶⁾

このような状況の下、ミッテラン政権は、コルシカ市民生活の安全回復と経済的発展のため、コルシカ特別法を制定するのである。

(二) 一九八二年の改革

八一年に政権についたミッテランの地方分権政策は地方団体に関する一般法の制定によってなされたが、コルシカに対しては特別法をもって対応した。「コミュニティ・県・地域圏の権利と自由に関する法律」(Loi n° 82-213 du 2 mars 1982) と同日に制定された「コルシカ地域圏の特別の地位に関する法律」(Loi n° 82-214 du 2 mars 1982) は、地理的・歴史的特殊性を考慮してコルシカに特別の地位を認めた。コルシカは地域圏 (région) という名で地方団体となり、「自由に行政を行う」(第一条) ことが可能となった。

この法律でコルシカ地域圏はいくつかの新たな制度を獲得しているが、重要なものは、直接選挙で選ばれるコルシカ議会 (Assemblée de Corse) 、コルシカ地域圏の執行機関としてのコルシカ議会議長 (任期三年) 、そして議会・議長の諮問機関としての経済・社会評議会 (Conseil économique et social) と文化・教育・生活評議会 (Conseil de la culture, de l'éducation et du cadre de vie) である。同じく地方団体となった他の地域圏と比

べると、コルシカ議会 (議席数六一、議員任期六年) は、議決によってコルシカ地域圏の事務を規律し、財政を決定する (第二七条一項・二項) といった他の地域圏にも見られる権限に加え、コルシカ地域圏に関する法律・命令に対する修正などの提案権を有する (第二七条三項) 。また、経済・社会評議会は、その他の地域圏の経済・社会委員会 (comité économique et social) に相応するものであり、コルシカの発展計画に関して議会・議長に意見を述べる (第三九条) 。一方、文化・教育・生活評議会 (第四〇条) は他の地域圏に存在しないコルシカ固有のものであり、主にコルシカの言語・文化の保護・普及を任務としている。

八二年七月には、「コルシカの権限に関する法律」(Loi n° 82-659 du 30 juillet 1982) が制定され、土地整備・都市計画、経済発展、運輸、住居、エネルギー等多方面にわたる権限がコルシカに配分された。また、この法律では、第一編で「コルシカの文化的アイデンティティ」について定め、文化・教育・コミュニケーションに関する政策の決定権をコルシカ地域圏に与えている。さらに、この法律は、コルシカに対する財政援助を定める (Dotation de continuité territoriale en Corse) ほか、公役務を法人によって行うこと (公施設法人、混合経済会社の設立) や、国税の地方税化等、権限配分の裏付けも行っている。

(三) 八二年改革以降

地域主義者は、この改革に大きな期待をよせていたが、現実

にはそれほど多くの変化はなく、徐々に制度的特殊性が薄れていくと、期待が大きかっただけに失望感も大きく、再びテロ行為も増加する。実際、八二年の改革は、コルシカにいち早く地方団体の地位を与えたが、八六年には他の地域圏も選挙を経て地方団体として機能し始める。また、コルシカに与えられた諸制度も、他の地域圏のそれとは呼称は違うにせよ、そもそもその役割・権限に大きな差異はなかったのである。

こうした状況のなか、ミッテラン大統領当選後の民族主義者を対象とする恩赦を受けて「休戦宣言」を出していたコルシカ民族解放戦線(F.L.N.C.)が、法律成立直後からテロ活動を再開し、八三年五月二二日には「ニュー・ブル」と呼ばれる集中的テロも発生する。八五年七月にF.L.N.C.は再度「休戦宣言」を出す。翌年三月に保守系政党が国民議会選挙に勝利し、内務大臣に任命されたC・パスクワ(Charles Pasqua)が民族主義者の逮捕等の強硬な政策を行うと、さらにテロ行為も過激化する。八八年にミッテランが大統領の再選を果たし、続く国民議会選挙で社会党が勝利することで、F.L.N.C.は三たび「休戦宣言」を出す。

ミッテラン政権は、コルシカで続くテロ行為に終止符を打ち、市民生活に安全をもたらすために、新たな法律の制定を検討する。これが、「ジョックス法」という形で現れるのである。

(1) 梶田孝道「地域主義とディアスポラとの交錯——現代フラン

スとコルシカ問題」(『エスニシティと社会変動』有信堂、一九八八年)第八章。コルシカ語に関しては、アンリ・ジオルダン編『虐げられた言語の復権』(原聖訳、批判社、一九八七年)一八七—二〇五頁を参照。

(2) 現在でも、コルシカの住民一人当たりの国内総生産額は約七万五千フランで、フランスの最低レベルであり、イル・ド・フランス地域圏のおよそ半分である。また、失業率も他地域と比べ高い(A.Giraud, «La Corse dans son ordinaire I: Une économie coincée», *Le Monde*, 27 nov. 1990)。

(3) 梶田、前掲論文、二二三頁。

(4) E.A. de Casanova, «La triple rupture», *Le Monde*, 4 janvier 1991.

(5) コルシカの地域主義運動を語る場合、コルシカ内部のエスニック集団やエスニシティ運動体の多様性を無視することはできない(参照、梶田、前掲論文)が、本稿では、コルシカ対フランスという関係で論じていくので、コルシカ内部の多様性については問題としないこととする。

(6) Quid 1989, Paris, Robert Laffont, p.773.

(7) Olivési, *op.cit.*, p.709.

(8) J.Bourdon et als., *Droit des collectivités territoriales*, Paris, PUF, 1987, pp.655-56; Michalon, *op.cit.*, p.3. 例え、地域圏議会 (conseil régional) に対するコルシカ議会 (Assemblée de Corse)、委員会 (comité) に対する評議会 (conseil) など、コルシカの行政機構は国家機構の名称に近しいものとなっている。

(9) *Le Monde*, 5 janvier 1991.

(10) Olivési, *op.cit.*, p.710.

二 「ジョッキクス法」と憲法院判決

(一) 「ジョッキクス法」

九〇年一月二日に議會での審議が開始された「ジョッキクス法案」は、とりわけ第一条の「コルシカ人民」(le peuple corse) 規定をめぐって激しい議論を呼び起こした。社会党が多数を占める国民議會と、保守系政党が多数を占める元老院との間で意見が対立し、法案の審議は半年にもおよんだ。まず、一月二三日深夜、国民議會でほぼ政府原案どおり可決されたものの(賛成二七五、反対二六五)、元老院では、翌年三月二二日、第一条からの「コルシカ人民」規定の削除を中心とした修正案が可決される(賛成二二九、反対八六)。二六日に両院協議会(commission mixte)が開かれるが失敗に終わり、法案は再び国民議會に送付される。国民議會は「コルシカ人民」規定を再びもりこんだ再修正案を可決(四月四日、賛成二七四、反対二六二)、元老院に送付するが元老院は審議を拒否、四月一二日に国民議會は最終的に「ジョッキクス法案」を可決する(賛成二七六、反対二六二)¹⁾。本節では、九一年四月一二日に国民議會で最終的に可決された「ジョッキクス法」の内容を紹介する。

「ジョッキクス法」は六編九〇条からなり、制度的改革と権限強化、それを支える財政基盤の整備について定められている。憲法院判決以前の本法律の柱は三つあった。それは、第一に「コルシカ人民」概念の導入であり、第二に、コルシカを地域圏

から全く独自の地方団体に變化させたことである。そして第三は、執行機関としてのコルシカ執行評議會(Conseil executif de Corse)の創設である。

まず第一点についていうと、五月九日に憲法院で違憲判決がだされ、削除されることになるが、「ジョッキクス法」第一条は次のように規定していた。

フランス共和国は、フランス人民の構成要素たるコルシカ人民が形成する歴史的共同体および現存する文化的共同体において、コルシカ人民が文化的アイデンティティを保持する権利、さらにコルシカ独自の経済的・社会的利益を保護する権利を保障する。(コルシカの——引用者) 島嶼性に由来するこれらの権利は、国の統一性の尊重と共和国の憲法、法律ならびに現地位の枠内で行使される²⁾。

憲法院では、「フランス人民」と「コルシカ人民」との関係が問題とされるのであるが、ここで政府が意図していた「コルシカ人民」の内容を見てみよう。「コルシカ人民」という用語は本法律で初めて用いられたわけではなく、八二年の法律においても、その法案理由書に「フランス人民の構成要素たるコルシカ人民はフランス共和国の一部をなす」という表現で取り入れられていた³⁾。この表現も当時批判されたが、憲法院は法律本体の検討にとどめ、この点については問題に⁴⁾しなかった。コルシカ議會は八八年一〇月一三日の決議でコルシカ出身者と外部から移住してきたコルシカ住人を「コルシカ人民」と規定し、「コル

シカ人民」を再集結させる生きてきた歴史的・文化的共同体の存在を表明し、「コルシカ人民」にフランス共和国憲法の枠内で、その文化的アイデンティティを保持し、独自の経済的・社会的利益を保護する権利を要求している。九〇年五月一日には、コルシカ議会は、八八年の宣言を専ら文化的意義の強調であったこと、したがって、フランス人民とは異なる、法的意味での「コルシカ人民」の承認を要求したのではないことを、あらためて決議している。⁽⁵⁾

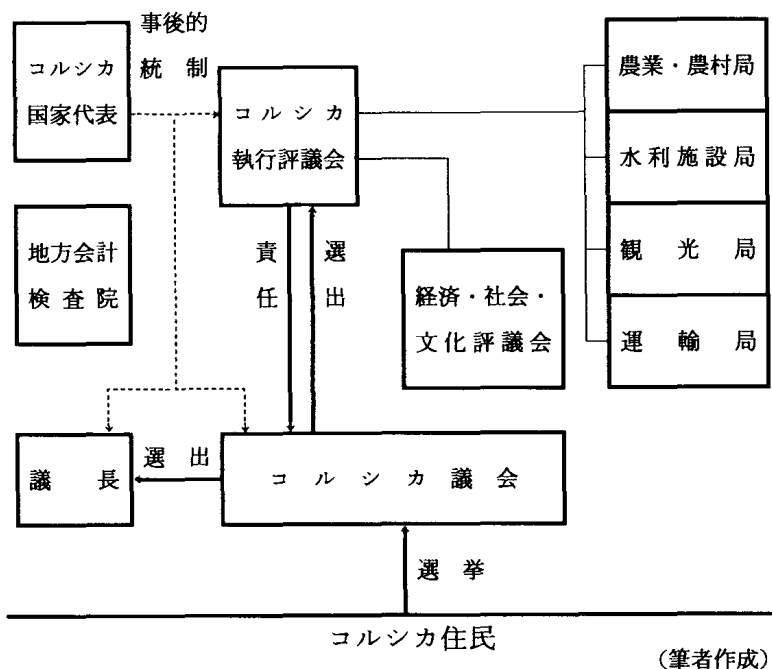
政府は、八八年のコルシカ議会の決議を取り入れる形で、「ジョックス法」第一条に「コルシカ人民」の言葉を用いたのである。そこには、民族主義運動の要求を満足させ、市民生活の安全を回復しようとする意図があった。⁽⁶⁾

第二点は、コルシカをフランス本土と同様の地域圏という地位から、コミューン、県、地域圏とは全く別の地方団体にしたことである（第二条）。これで、海外県、海外領土を除いたフランス本土（メトロポリタン）の地方団体には、コミューン、県、地域圏としてコルシカ地方団体が存在することになった。現行憲法は立法府に地方団体の創設権を認めている（憲法第七二条）が、コルシカ地方団体の創設もこの規定に則したものである。これは、コルシカを他の地域圏とは全く別のカテゴリーにすることで、八六年以来薄らいでいた、コルシカの地位の特殊性を再強調するという意味を持つものであると言えよう。

第三点は、執行機関としての執行評議会の創設である。地域

圏においては、執行機関は地域圏議会の議長が務めるが、コルシカ地方団体では議決機関としてのコルシカ議会・議長とは別に、執行機関としてコルシカ執行評議会が創設されたのである。執行評議会の長および六名の委員は議員の中から選出され（第三〇条）、議会に出席し（第三七条）、議会に対して責任を負う（第三八条）。執行評議会の長はコルシカ地方団体の代表（第三三条）として議会の議決事項の準備ならびに執行等、多くの権限を握ることになる（図一）。

図1 コルシカ行政機構図



(筆者作成)

「ジョックス法」は八二年の改革をふまえた権限・財政の強化という側面もあるが、それよりも、上記の三つの柱に見られるように、コルシカがフランス本土ならびに地域圏と比べて有する特殊性を再び強調することに、その中心があったのである。しかし、フランス内部の一部分の特殊性の強調は、フランス共和国の理念との対立を生じさせることになる。

上述したとおり、「ジョックス法」は九一年四月一二日に最終的に可決された。しかし、反対派はすぐに憲法第六一条二項の規定に従って憲法院に提訴する。まず即日、一一七名の国民議会議員が、そして四月一五日に元老院議長と、一六六名の元老院議員がそれぞれ提訴している。提訴者は、「コルシカ人民」の存在を認めた第一条に対して、現行憲法前文、第二条、第三条等を根拠として、またコルシカ地方団体に「特殊な体制」(Organisation particulière)を与える条文に対して憲法第七二条、七四条を根拠として、その違憲性を訴えている⁽⁹⁾。そして、五月九日に憲法院の判決が出されるのである。

(二) 憲法院判決

「ジョックス法」に対する憲法院判決は、第一条「コルシカ人民」規定の違憲性と、コルシカに特別の地位を認めた部分についての合憲性とを、その中心とするものである。この二点については、後述するとして、憲法院はその他、三点について違憲判断を、また五点について合憲の判断を示している。

まず、違憲部分についていえば、「ジョックス法」第七条(選挙法典L三六九—二への追加条項)はコルシカ議会議員とコルシカの県議会議員の兼職を禁止していたが、憲法院は、本法律ではコルシカ議会は他の地域圏議会と同様に扱われており、当該規定だけを特別扱いすることは、コルシカの島嶼性(insularité)をもってしても正当化しえないとしている(n° 2124)⁽¹⁰⁾。また、その他、コルシカ選出国会議員およびコルシカ議会の情報取得に関する特権について(第二六条二・六・七項)(n° 45-55)、さらにコルシカ地方団体への国家財政援助の方法(第七八条三・四パラグラフ)について(n° 56-59)、憲法院は違憲性を認め、条文からの削除を決定している。

これとは反対に、憲法院はコルシカ地方団体の創設をめぐって、この創設がコルシカの二つの県(オート・コルス県とコルス・ド・シュド県)の権限を侵害するものではないこと(n° 30-34)、さらに、コルシカに限って有権者登録名簿の全面改訂を行うこと、すなわち有権者の再登録手続きを行うことは、平等原則に反するものではない(n° 38-44)、等の判断を示している⁽¹¹⁾。

それでは、ここで主として問題とする「コルシカ人民」と「コルシカの特別の地位」との関係について憲法院がどのような判断を示しているか検討してみよう。

まず、上述したように、「ジョックス法」第一条は、「フランス人民の構成要素たるコルシカ人民」と規定することで、「コ

ルシカ人民」があたかも法的存在であるかのように定めていた。また、この規定ではフランス人民が複数の人民によって構成されることを認めることになる。これに対し、憲法院は現行憲法前文、一七八九年人権宣言第一文、一九四六年憲法前文の第一文をあげて、この二世紀来「フランス人民」(Peuple français)概念が単数形で用いられてきた点、さらに五八年憲法は「フランス人民」の他には「海外領土の諸人民」しか認めていない点を論拠として、「法的概念としての『フランス人民』は憲法的効力を有する」と宣言している(n.12)。すなわち、「フランス人民」概念の定義は法律ではなく憲法によってなされるべきである、というのである。

そこで憲法院は、憲法第二条が「フランス人民」の定義を行っているとして、具体的な「フランス人民」の内容を検討している。憲法第二条はその一項で、次のように定めている。

フランスは、非宗教的、民主的かつ社会的な不可分の共和国である。フランスは、出生、人種または宗教による差別なしに、すべての市民に対して法律の前の平等を保障する。

憲法院は、この規定から「憲法は、出生、人種、宗教に左右されない、すべてのフランス市民(citoyens français)から構成されるフランス人民しか認めていない」と結論して、「フランス人民の構成要素たるコルシカ人民」という「ジョックス法」第一条の違憲性を導き出している(n.13)。

続いて、憲法院は第一条の違憲性が法律本体と分離可能であることを指摘して(n.14)、「コルシカの特別の地位」について検討を進めている。

上述した通り、「ジョックス法」はコルシカを憲法第七二条が定める「共和国の地方団体」であると規定し、コルシカがフランスの地方団体の中で特別な地位を有することを認めている。さらに、本法律はコルシカに他の地方団体にはない特殊な諸組織を与えている。憲法院では、この二点と憲法第七二条・七四条との関係が争われた。

憲法院はまず、憲法第三四条の規定に従い、法律は「地方議会の選挙制度に関する規則を定め」、「地方団体の自由な行政、その権限およびその財源の基本原則」を決定すること、そして第七二条の「共和国の地方団体は、コミューン、県、海外領土」であり、「その他のすべての地方団体は、法律によって創設される」(一項)こと、「これらの団体は、被選の地方議会(conseil)により、法律の定める条件にしたがって、自由に行政を行う」(二項)こと、さらに「県および海外領土においては、政府の代表は、全国的な利益、行政の監督、および法律の尊重に関する任務を負う」(三項)、という地方団体の一般原則を確認している(n.15)。そのうえで、たとえ憲法の第七四条・七六条が明文で海外領土に特殊性を認めているとはいえ、それがただちに立法府に新しいカテゴリーの地方団体の創設を禁止することにはならない(n.18)と述べ、ゆえにコルシカ地方団体の創設は、そ

れ自体として憲法に違反するものではないと結論している。

さらに、憲法院は、立法府が新しい地方団体を創設する際には憲法的効力を有する規則・原則（すなわち憲法第七二条の規定）に合致していなければならないという一般的理念を示している（n.19）。そして、この理念に照らしてコルシカ地方団体の事例を検討している。それによれば、第一に、直接普通選挙で選出されるコルシカ議会は、コルシカ地方団体の事柄を議決によって定める権限が与えられていること、第二に、本法律がコルシカ執行評議会に独自の権限を与えているとしても、執行評議会はコルシカ議会から選出され、議会に責任を負うこと、第三に、国家代表が、コルシカ地方団体において、全国的な利益の保護、法律遵守、行政監督の任にあたること、そして第四に、コルシカ議会も執行評議会も、法律の領域に属する権限を有するものではないことを指摘し、コルシカ地方団体の行政的性格を有する特殊な体制は、憲法第七二条に違反するものではないと結論している（n.20）。

それでは、今回憲法院が示した、「コルシカ人民」につき違憲、「コルシカの特別の地位」につき合憲という判決は、どのように整合的に理解されなければならないのであろうか。そのためには、この判決を今日のフランス政治社会の中に位置づけることが必要となろう。

(1) *Le Monde*, 25-26 nov. 1990, 24-25, 28 mars, 6, 14-15 avril

1991.

(2) 原文を示しておく。

《La République française garantit à la communauté historique et culturelle vivante que constitue le peuple corse, composante du peuple français, les droits à la préservation de son identité culturelle et à la défense de ses intérêts économiques et sociaux spécifiques. Ces droits liés à l'insularité s'exercent dans le respect de l'unité nationale, dans le cadre de la Constitution, des lois de la République et du présent statut.》

(3) F.Luchaire, 《Le statut de la collectivité territoriale de Corse》, *R.D.P.*, juillet-août 1991, p.944.

(4) B.Genevois, 《Le contrôle de la constitutionnalité du statut de la collectivité territoriale de Corse》, *R.F.D.A.*, 1991, p.409.

(5) Luchaire, *op.cit.*, pp.944-45.

(6) Olivesi, *op.cit.*, p.710.

(7) その他、支出・徴収の命令者、コルシカ地方団体職員の長、職員の管理者、地方団体財産の管理者（第三三条）、議会への報告提出（第三四条）などの権限がある。また執行評議会の権限としては、コルシカ地方団体の活動の指導、計画の実行（第二八条）などがある。

(8) コルシカ議会選挙が比例代表制（二回投票式）になったことも特殊性の一つとしてあげられよう。

(9) 国民議会議員を第一提訴者、元老院議員を第三提訴者とするならば、そのほかの提訴内容は以下のとおりである。①本法律審議過程の違憲性（第一提訴者）、②第一条はコルシカ地

方団体の地位の特殊性の根拠になっているので、第一条の違憲性は当然に条文全体の違憲性をもたらすこと（同）、③コルシカの各コミュニティの有権者名簿の改訂を定めた第八十五条（第一・第三提訴者）、④コルシカ議会議員の元老院議員選挙への参加様式を定めた第一〇〜一四条（第一提訴者）、⑤コルシカにおける特別の兼職禁止を定めた第七条（第三提訴者）、⑥学校教育へのコルシカ言語・文化教育の組入れを定めた第五三条（同）。

(10) 本判決を引用・参照する場合は、R.F.D.A. 1991を用い、判決理由番号のみを括弧内に記すこととする。

(11) その他、憲法院が合憲と判断したものは、本法律の立法過程(n° 26)、コルシカ議会議員の元老院選挙の選挙人団への参加(n° 25-29)、学校教育におけるコルシカ文化・言語の選択科目としての組入れについて(n° 35-37)である。

三 憲法院判決とフランス政治社会

(一) 単一不可分性 対 地方分権

今回の判決は二つの点を明確にした。一つは、ナシオンの単一性とその要請の宣言であり、いま一つは、立法府がコルシカ地方団体に与えた特別の地位の合憲性である。一方で、共和国の単一不可分性を再確認し、他方で、フランス内部に特殊な存在を承認するという、相対立する二つの原理の併存をどのよう¹⁾に理解すればよいのであろうか。

本判決については、統一性を欠くものであり「政治的判決で

ある」と批判する論者もある。「ジョックス法」自体の合憲性を認める一方で、「コルシカ人民」規定を違憲とすることで、政府と反対派双方の主張の妥協点を見出したというのである。実際、本法律に対する政府の意欲は強かった。上述したように、文化的概念として用いた「コルシカ人民」に対して、法案の閣議決定前にコンセイユ・デタから否定的見解が出されたにもかかわらず、政府はあえてこれを条文本体にもりこんだのである。²⁾

本判決が右のような意味で「政治的」であるか否かは別として、それが共和国の単一不可分の理念と地方分権の要請との間に位置するものであるとすることはできよう。周知のとおり、単一不可分性は、ジャコバン革命以来、連邦制を拒否し続けてきたフランス共和国の伝統的理念である。それでは、地方分権の要請はどこから生じるのか。政府がコルシカに関して強い意欲をもって取り組んだ地方分権は、コルシカ固有の問題と同時に、統一ヨーロッパ建設という課題に由来する要請でもある。

コルシカ固有の問題は、既に述べたように市民生活の安全の回復に第一目的があるが、一方、統一ヨーロッパ建設に由来する地方分権の要請は次のように説明される。

ECの拡大は、ヨーロッパ全体としての経済力強化と同時に、域内の経済的格差の拡大ももたらし、富んだヨーロッパと貧しいヨーロッパというECの二極化の危険性を生じさせる。そこで、域内の経済的・社会的同質性の獲得と、遅れた地域の援助を目的とした、ECとしての地域政策の再構築・強化が必要と

されるのである。事実、八八年七月には地域・地方のECへの代表が強化され、一月一八日に欧州議会は、ECの地域政策と地域の役割に関する決議を採択している。その中で欧州議会は、ECにおける地方分権は、発展および経済の格差縮小、EC統合の民主化、そして文化的特殊性の拡大を実現するための一つの要素であると宣言している。⁴⁾ また、ヨーロッパ理事会 (Conseil européen) は、域内の最も貧しい地域の一つである島嶼地域の問題解決に強い意欲を示し (八八年一二月)、それを受けて翌年一〇月にコルシカの一都市アジャクシオ (Ajaccio) で、「ヨーロッパ島嶼地域の経済発展と文化的アイデンティティ」と題するシンポジウムが開かれている。

ジョックス内相自身が認める通り、フランス政府のコルシカ改革政策も、こうしたEC地域政策の一貫として考えることができる。彼は、アジャクシオのシンポジウムで、「コルシカの改革を議論することはタブーではない」と発言したし、事実、コルシカの改革は、他のヨーロッパ島嶼地域にも該当するような特別の地位をコルシカに付与する形をとったのである。⁵⁾

このように、「ジョックス法」に対する憲法院判決は、共和国の単一不可分性という憲法的理念と、コルシカ問題ならびに統一ヨーロッパ建設に由来する地方分権という現実的要請との対立を表しているのである。

右のような単一不可分性の理念と地方分権の要請との対立は、そのまま、判決文上に両者の併存という形で現れている。それ

だけではない。両者の対立は、「ジョックス法案」が公にされた時点からマス・コミを中心として争点化されていた。そこではコルシカの特別の地位、とりわけ「コルシカ人民」概念の承認に対する、共和国の単一不可分性の理念の側からの強い疑念が示されていたのである。⁶⁾

それでは、ここに見られるような地方分権の現実に対する単一不可分性の理念の側の反発は、どのように説明できるであろうか。そのためには、憲法の示す制度と理念、言い換えると政治制度論と政治文化論の統一の把握が必要となる。その際、P・ビルンボーム (Pierre Birnbaum) の「政治的なるもの」(Le politique) の概念が有益な示唆をもたらすのではないかと考える。ビルンボームは、政治・行政機構と市民社会とが整合的に一体化している政治社会を「政治的なるもの」とし、西ヨーロッパ諸国の歴史・経済・文化を比較分析することで、フランスの「政治的なるもの」を「国家」、その対極にイギリスを置き「非国家」と分類している。フランスにおける「国家」とは、強固に官僚制化され中央集権化された政治・行政機構と、そのような政治・行政機構に唯一の価値基準を見出すという政治文化を基底にもった市民社会とをあわせもつ政治社会である。⁷⁾

「コルシカ人民」概念に対する反応には、フランスにおけるこの「国家」としての「政治的なるもの」の存続が問題となっているのではないか。ビルンボームは、フランスが絶対王政から今日まで、不断に「国家」の形成過程にあったとして、それ

を「国家化」(étatisation)という概念で説明しているのであるが、彼は数年前、国家の「分化」の指標を示した論文の最後で、数世紀来続いた「国家化(分化)」の流れが「逆国家化(逆分化)」へと転じる可能性を示している。彼の言う「逆国家化」とは、国家官僚と地方官僚の融合や地方分権、そして中間団体への動員などである。ビルンボームのこの議論を参考に、コルシカをめぐる今日のフランスの状況を考えるならば次のようになるであろう。

すなわち、コルシカの改革を政治・行政機構面での「逆国家化」と捉えるならば、「コルシカ人民」概念をめぐる論争は、従来、「国家」として整合的に存在していた政治・行政機構と市民社会とが、機構上の「逆国家化」によって摩擦を起こしていることの現れである。さらに言うならば、この論争は、「国家」的市民社会の側からの機動的「逆国家化」に対する反発であるともいえる。とすれば、フランスでは今日、ビルンボームの言う「政治的なるもの」の存続、すなわち政治制度とそれを裏付ける政治文化との関係が問われていることになる。

以上のように考えるならば、EC統合等によって機動的「逆国家化」が進展すると、「国家」的市民社会の側からの同様の反発は常に起こりうると言えるのであり、地方分権の政治文化論的分析は今後いっそう重要な課題となる。

(二) 「差異の否定」対「差異の承認」

「ジョックス法」と憲法院判決は、共和国の不可分性対地方分権という対立だけでなく、もう一つの対立も表現している。それは、フランスにおける共存原理を考える際の、差異の否定と差異の承認という二つの立場の対立である。

憲法院判決でも明確に述べられているように、五八年憲法は、出生、人種、宗教による差別なしに、すべての市民に対して法律の前の平等を保障している。そこでは、すべての市民は「共和国への参加者」として意味をもち、その人種的・文化的・宗教的特徴は意味を持たない。それだけでなく、これら差異を主張することは、個人間の差別を生じさせるものとして否定される。この論理にしたがって、フランス人民の内部に「コルシカ人民」という部分集団の存在を規定していた第一条は、憲法院によって否定されたのである。

個人間の差異を排除する論理は、今回に限って表明されたわけではない。例えば、国際人権規約B規約(市民的および政治的権利に関する国際規約)の承認に際して同じ論理が主張された経緯がある。B規約第二七条は次のように定めている。

エスニシティによる、または宗教的・言語的マイノリティが存在する国において、当該マイノリティに属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し、または自己の言語を使用する権利を否定されない。

フランス政府は、B規約の承認に際して、現行憲法第二条を

根拠として、フランス国内のマイノリティの存在を否定し、ゆえに二七条の適用を留保している。⁹⁾このように、フランスでは抽象的個としての市民の集合体としてフランス人民（もしくはナシオン）が想定されているのであり、この点において、その間のいかなる集団も特別の意味を持つものではないのである。

しかし、反面、憲法院判決はコルシカに特別の地位を与え、さらに、「ジョックス法」第三編では、コルシカの文化的アイデンティティについて定め、コルシカの言語・文化の発展計画と学校教育へコルシカの言語・文化教育挿入の決定権をコルシカ議会に与えている。ここでは、コルシカはフランス内部の一集団として意味を持つものとして位置づけられている。さらにここでは、フランスに対するコルシカという差異が承認されているのである。もはや「コルシカ」とは行政区画の名称ではなく、エスニシティ的かつ文化的意味をもつ。

以上のように、「ジョックス法」と憲法院判決には、個人主義的原理にもとづく差異の否定と、集団主義的原理にもとづく差異の承認という二つの立場が併存している。ところが、憲法院判決は、差異の否定と差異の承認という二つの立場を、個人間の差異を認めない国家の枠内でコルシカ地方団体に一定の自治を認めるという形で、つまり、国家の中の地方自治の問題としてかたづけられている。しかし、この二つの立場の併存は、今日のフランス政治社会における共存原理を模索する際に避けて通れない、きわめて重要な論点をはらんでいるのである。

フランスには、政府が承認するしないにかかわらず、事実上コルシカといった内部のマイノリティの問題は存在するし、移民の定住化にもなう新たなマイノリティの問題も現実的課題として存在している。八〇年代初頭に、フランス内部の文化的マイノリティ問題解決のために、地方分権政策の一貫として打ち出された、あの有名な「差異への権利」(le droit à la différence)という概念は、「フランス」という一定程度の統合を、その「差異」の前提としていた。したがって、この権利は、個人間の差異を否定する国家の枠内での地域的な差異の承認であると、言い換えることもできる。この意味で「ジョックス法」に対する憲法院判決は、ミッテラン政権下で行われた地方分権の流れの中に位置づけられるのである。しかし、一たびこの「差異への権利」の概念が、地域という「ホームランド」をもたない移民の問題に適用されると、差異の否定と差異の承認は個人という同一の次元で相対立する問題として浮上してくることになる。

ここで、フランスにおける移民をめぐる理論状況をまとめておこう。外国人労働者の問題がとりざたされるようになって、わが国でも知られるようになったが、フランスにおける移民への対応は大きく分けて三つある。第一に、差異を否定する「同化」(assimilation)、第二に、差異を承認する「アンセルシオン」(insertion)、そして第三に「統合」(integration)である。それぞれについては、すでに研究・紹介もあり¹⁰⁾、その上、梶田孝道の

最近の論文⁽¹⁾では「同化」をさらに「同化Ⅰ」（フランス共同体への同化）と「同化Ⅱ」（フランス共和国への同化）とに区別した形で研究が進められており、各々の概念について、ここで再び説明を加えることはしない。ただここでは、次の一点だけを指摘しておきたい。すなわち、反人種差別の議論の中に隠される人種差別の論理を明らかにした、フランスの社会学者タギエフ（Pierre-André Taguieff）が言う、現在問題となるのは人種差別対反人種差別ではなく、むしろ反人種差別議論の中に存在する、差異の否定と差異の承認という対立なのである⁽²⁾、という問題提起にしたがえば、移民をめぐる理論も「同化」概念と「アンセルシオン」概念の根底にある、差異の否定と差異の承認との対立という視点から考察する必要があるということである。現にフランスでは、「同化」と「アンセルシオン」とは理論的共通点を見出せず、移民に関する議論は行きづまりを見せている観がある。この状況の克服を目指して、新たに「統合」概念をめぐる議論が展開され始めているが、その理論的可能性は未知数である。

このように、コルシカ問題では専ら地方自治の問題として扱われ、必ずしも明確に意識されることのなかった、差異の否定と差異の承認という対立軸は、実は移民問題を議論する際の対立と根本的に論点を共有しており、これは未だ解決されない重要な問題なのである。

本稿では問題としなかったが、コルシカにも移民労働者は現

に生活している。そこで、「フランスに対する差異が承認されたコルシカに対する移民の『差異への権利』は認められるのか」、という問いを設定するならば、差異の否定と差異の承認という対立軸は、地域の場合、移民の場合といった場面場面で使い分けのできるものではなく、フランスのナシオン構成員の共存という同一の次元で考察していかなければならないものであることが理解できよう。

「ジョックス法」に対する憲法院判決の議論の中には差異の否定と差異の承認という二つの立場が併存している。しかも憲法院はこの二つの立場の併存に対して何ら踏み込んだ議論ができないでいる。この意味において、憲法院判決は、差異を否定して共存を目指すのか、それとも差異を承認して共存を目指すのかという、まさにフランス政治社会のかかえる今日の問題を反映していると言えるのである。

- (1) Genevois, *op.cit.*, p.408.
- (2) Etien, *op.cit.*, pp.234 et 238.
- (3) Olivesi, *op.cit.*, p.710.
- (4) 田部美博「ECの地域政策（四・完）——『国境なき欧州』におけるもう一つの地域化——」（『自治研究』第六七巻第八号、一九九一年）八四頁。
- (5) Olivesi, *op.cit.*, pp.706, 712-15.
- (6) Par ex, A.Grosser, 「"Peuple" contre peuple), *Le Monde*, 15 nov. 1990; L.Favoreu, *Il faut réformer la Constitution*,

Le Monde, 22 nov. 1990.

- (7) 拙稿「P・ビルンボームの『国家』概念」(『政治研究』第三九号、一九九二年)。
- (8) P. Birnbaum, (L'action de l'Etat; différenciation et dédifférenciation) dans M. Grawitz et J. Léca, eds., *Traité de science politique*, Paris, PUF, 1985, vol.3, pp.670-77.
- (9) Luchaire, *op.cit.*, p.947.
- (10) 宮島喬「現代国家と『相違への権利』——フランスにおける文化的少数者と移民の問題」(『世界』一九八四年三月号)、梶田孝道「新たな『イスラム原理主義』と欧州社会——西欧のイスラム系住民を中心に——」(『世界』一九九〇年一〇月号)、辻山ゆき子「フランスにおけるイスラム系移民二世の排除と統合——教育の文化の問題を中心に——」(宮島喬・梶田孝道編『統合と分化のなかのヨーロッパ』有信堂、一九九一年、所収)、伊藤るり「『同化なき統合』の壮大な実験」(『別冊宝島』一〇六号、一九九〇年)、同「フランスにおけるイスラム系移民の同化と編入——『同化イデオロギーの相対化』という文脈のなかで——」(百瀬宏・小倉充夫編『現代国家と移民労働者』有信堂、一九九二年、所収)。
- (11) 梶田孝道「同化・統合・編入——フランスの移民への対応をめぐる論争」(伊豫谷登士翁・梶田孝道編『外国人労働者論——現状から理論へ——』弘文堂、一九九二年、所収)。
- (12) Cf. P.-A. Taguieff, *La force du préjugé: Essai sur le racisme et ses doubles*, Paris, La Découverte, 1987.

おわりに

本稿では、「ジョックス法」とそれに対する憲法院判決を紹介しながら、今回の事例が、単にコルシカの問題にとどまるのではなく、今日のフランス政治社会のはらむ問題を如実に表すものであることを検討してきた。それは、一つには共和国の単一不可分性の理念に対する地方分権という現実的要請の問題であり、いま一つには、共存原理をめぐる差異の否定と差異の承認という二つの立場の対立であった。最後に、以上の検討を終えたわれわれに残された課題を三点にまとめておこう。

まず第一に、「ジョックス法」の適用が、政府の意図したコルシカの市民生活の安全回復と、コルシカの文化的アイデンティティの保持をもたらすか否かという点である。この点については、民族主義者が支持していた「コルシカ人民」規定に違憲判決が出された点をふまえて、コルシカ内部の多様性を考慮に入れた社会的分析が必要となる⁽¹⁾。

次に、本稿でビルンボームの議論を参考に論じた、共和国の単一不可分性の理念と地方分権の問題である。フランスでは、九二年六月二三日にヴェルサイユ宮殿で開かれた両院合同会議(Congrès)で、EO統合に関するマーストリヒト条約の批准のための憲法改正が承認された(Loi constitutionnelle n° 92-554 du 25 juin 1992)。この憲法改正とマーストリヒト条約の発効で、フランス在住のEC域内の外国人にもコミューン議会レベルでの

選挙権・被選挙権が与えられるようになる。条約の批准（九月二〇日）で、フランスがEC統合に向けて一步前進することは間違いない。ECの地域政策によって、地方分権が一層進展するとしたら、それに対する共和国の単一不可分性の理念の側からの反発・抵抗は生じてこないのだろうか。今回の憲法改正で同時に承認された、「共和国の言語はフランス語である」（*La langue de la République est le français*）という第二条への追加条項⁽²⁾は、その一例として考えられるであろう。機構面での「逆国家化」が急速に進んでいくと、「国家」的市民社会の側からヒステリックな形で反発が生じてくるおそれもないとはいえない。この点も見逃せない課題である。

そして、最後に、右記の地方分権問題の背後にあるフランスにおける共存の問題がある。本論で述べた通り、現在フランスでは共存原理めぐり差異の否定と差異の承認という立場が併存状態にある。共存原理には「同化」が必要なのか、「アンセルシオン」か、それとも新たな「統合」なのか。理論の上でも、政策面でも未だ定まった道が見えていない。ここにも大きな課題が残されている。

いずれにしても、コルシカを含むフランス内部の文化的マイノリティと移民という新たなマイノリティを、共存原理という観点から総合的に検討し理論構築することが必要であろう。

(1) コルシカのエスニシティ運動体の多様性については、九一年

一一月の日本社会学会において定松文氏（お茶の水女子大学大学院）が報告され、類型化を試みられている。定松氏には、コルシカに関する資料や助言をいただいた。謝意をこめてここに記しておきたい。

(2) Art. 1^{er} de la loi constitutionnelle n° 92-554, *Recueil Dalloz-Sirey*, 1992, p.334.

付記 本稿は九州フランス公法判例研究会での報告をもとに執筆

したものである。